



本商品は新規の販売を停止しております。
記載の内容は、この資料が作成された2019年1月時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。

契約概要／重要事項のお知らせ

(注意喚起情報を含む)

新 遡 増 定 期 保 険

ご契約前に十分にお読みください。

この書面は、ご契約のお申込みに際しての重要な事項を「契約概要」「重要事項のお知らせ(注意喚起情報を含む)」に分類して記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

この商品は、ニッセイ・ウェルス生命を引受保険会社とする**生命保険**です。

個人情報のお取扱いについて

▼ 保険契約申込時に取得する個人情報の利用目的

・当社のご契約の申込みにおいて取得する個人情報について次の目的のために利用いたします。

- ① 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- ② 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- ③ 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ④ その他保険に関連・付随する業務

※当社は機微(センシティブ)情報を含め、取得した個人情報について、ご契約が締結に至らなかった場合や解約、保険期間満了後等保険契約が消滅した後も、各種保険契約のお引受け、取引履歴の確認、各種照会等への対応、その他保険に関連・付随する業務等のために保持いたします。なお、取得した申込書関係書類等についての返却は行いません。

▼ 機微(センシティブ)情報について

- ・当社は各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、保険商品の開発、医事研究・統計、保険事業の公平性の確保、保険制度の健全性維持、保険集団全体の公平性確保等、生命保険事業の適切な業務運営を確保する必要性から業務遂行上必要な範囲で、保健医療等の機微(センシティブ)情報を取得、利用または第三者提供いたします。また、取得した機微(センシティブ)情報は既に取得しているものも含まれます。
- ・なお、機微(センシティブ)情報は、法令等により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

※個人情報のお取扱いについての詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

- ・お申込みに際しましては、この「契約概要」「重要事項のお知らせ(注意喚起情報を含む)」のほか、必ず「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。
- ・当書面に記載された取扱については、実際に取扱を行う時点における当社所定の範囲内での取扱となり、将来変更される可能性があります。

[募集代理店]

[引受保険会社]

ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社

〒141-6023 東京都品川区大崎 2-1-1

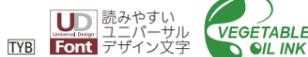
フリーダイヤル ☎ 0120-817-024

受付時間：平日(月～金曜)午前9:00～午後5:00(土・日曜、祝日は除きます)

※ お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただきます。

www.nw-life.co.jp

NW-03-18002-00(18.10) G09021-1901



[引受保険会社]



契約概要

この「契約概要」は、ご契約内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

- 「初期低解約払戻金特則Ⅱ」を付加した場合は、所定の期間、解約払戻金が抑制されます。
- 保険金額が通増する割合を「通増率」といい、保険金額は、第1保険期間（ご契約から通増率変更年度直前まで）は年0%、第2保険期間（通増率変更年度以後）は年50%複利で増加していきます。
- 通増率が変更する保険年度を「通増率変更年度」といい、ご契約締結の際には、次のいずれかの保険年度からお選びいただきます。
 - 第5保険年度 ●第6保険年度 ●第7保険年度 ●第9保険年度 ●第11保険年度 ●第13保険年度

1 引受保険会社について

- 名称：ニッセイ・ウェルス生命保険株式会社 ※この書面中、以下「当社」といいます。
- 住所：〒141-6023 東京都品川区大崎2-1-1
- 電話：0120-817-024 (カスタマーサービスセンター)
- ホームページ：www.nw-life.co.jp

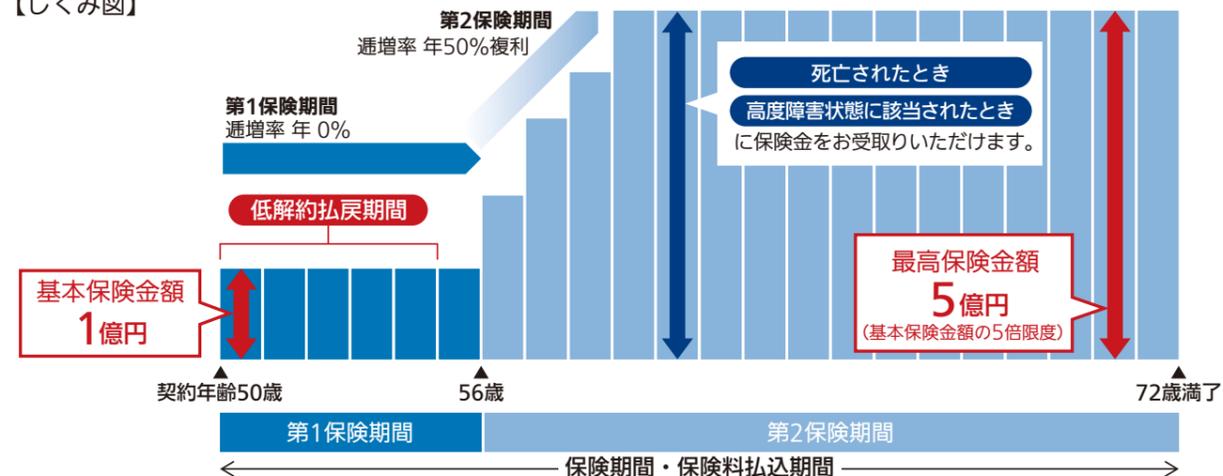
2 この保険のしくみについて

- この保険の正式名称は、新通増定期保険です。
- この保険は、保険料は一定で、保険金額が基本保険金額の5倍を限度に増加します。
- 保険期間中に被保険者が亡くなられたとき、または所定の高度障害状態になられたときに保険金をお支払いします。なお、満期保険金はありません。

〈ご契約例〉

被保険者：50歳男性 / 契約者および死亡保険金受取人：法人 / 保険期間・保険料払込期間：72歳満了
通増率変更年度：第7保険年度 / 基本保険金額：1億円 / 初期低解約払戻金特則Ⅱ：付加する

【しくみ図】



※当図はイメージをあらわしたものです。

※契約日からその日を含めて通増率が変更するまでの期間を「第1保険期間」といい、第1保険期間が満了する日の翌日以後の保険期間を「第2保険期間」といいます。

3 ご契約のお取扱いについて

ご契約年齢*1	25歳～70歳（通増率変更年度によりご契約年齢の範囲が異なります）
保険期間・保険料払込期間	70歳～82歳満了（ご契約年齢により異なります）
基本保険金額*2	3,000万円～2億円
保険料払込方法	●年払 ●半年払 ●月払
契約形態（新契約）	●契約者：法人 ●被保険者：役員等 ●死亡保険金受取人：法人 ●高度障害保険金の受取人：法人（法人契約の特則による）
保険料払込経路	●送金扱 ●口座振替扱

*1 被保険者の保険年齢（満年齢で計算し、1年未満の端数が6ヵ月以下のときは切捨て、6ヵ月を超えるときは切上げ）です。

*2 保険金額は通増率にかかわらず基本保険金額の5倍を限度とします。

※ 具体的なご契約内容については、「契約申込書」にてご確認ください。

4 保障内容について

被保険者が保険期間中に亡くなられたとき、または高度障害状態になられたときに保険金が支払われます。

お支払いする保険金	お支払事由
死亡保険金	被保険者が保険期間中に亡くなられたとき
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に発生した傷害または疾病によって保険期間中に高度障害状態*になられたとき

*対象となる「高度障害状態」については、主契約の約款「別表1の(1)」をご確認ください。

※死亡保険金および高度障害保険金は重複してお支払いしません。

※高度障害保険金が支払われた場合には、被保険者が高度障害状態となった時からご契約は消滅します。

※責任開始の日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺、ご契約者、死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡、告知義務違反があった場合等、保険金をお支払いできない場合があります。

5 保険料の払込免除について

責任開始期以後の不慮の事故*により、その日から180日以内で、かつ保険料払込期間中に被保険者が身体障害の状態*になられたときは、以後の保険料のお払込みを免除します。

*対象となる「不慮の事故」「身体障害の状態」については主契約の約款のそれぞれ「別表2」「別表1の(2)」をご確認ください。
 ※保険料のお払込みが免除された後は、基本保険金額の減額、払済保険への変更等の契約内容の変更はお取扱いいたしません。

6 高額割引制度について

基本保険金額が当社の定める保険金額以上となった場合、保険料が割引となります。ただし、減額等のご契約内容の変更により、高額割引制度の適用が受けられなくなる場合があります。

7 配当金について

この保険に配当金はありません。

8 解約払戻金について

- ご契約を解約された場合には、解約払戻金をお支払いします。
- 解約払戻金は、保険期間の経過に伴い徐々に積み立てられ、その後保険期間の満了が近づくにつれ次第に減少し、満了時には0円となります。また、解約払戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額を下回ります。

9 初期低解約払戻金特則Ⅱについて

- ご契約締結の際に「初期低解約払戻金特則Ⅱ」を付加された場合、ご契約時に指定された逓増率変更年度により定まる低解約払戻金期間（契約日から3年間、4年間または5年間）中の解約払戻金を抑制する仕組みで保険料が計算されます。低解約払戻金期間中にご契約を解約、減額された場合、保険料の振替貸付、ご契約者に対する貸付をご利用になる場合、ご契約を払済保険へ変更される場合等の解約払戻金は、特則を付加されなかった場合の金額に、各保険年度の低解約払戻金割合を乗じて得た金額となります。低解約払戻金期間および各保険年度の低解約払戻金割合は下表のとおりです。

保険年度	低解約払戻金割合		
	逓増率変更年度		
	第5保険年度 (低解約払戻金期間：3年)	第6保険年度 (低解約払戻金期間：4年)	第7・9・11・13保険年度 (低解約払戻金期間：5年)
第1保険年度	0%	0%	0%
第2保険年度	10%	10%	10%
第3保険年度	20%	20%	20%
第4保険年度	—	30%	30%
第5保険年度	—	—	40%

- 低解約払戻金期間中に保険年度が変わった場合でも、その変わった保険年度に属する保険料の払込みがないときは、前保険年度の低解約払戻金割合の期間に属するものとして取扱います。
- 低解約払戻金期間中のすべての保険料が払込まれている場合でも、低解約払戻金期間の最終保険年度の翌保険年度に属する保険料の払込みがないときは、低解約払戻金期間の最終保険年度の低解約払戻金割合の期間に属するものとして取扱います。

※「初期低解約払戻金特則Ⅱ」のみの解約はお取扱いいたしません。

10 契約者貸付について

- ご契約者は、貸付時の解約払戻金の9割または貸付時から3年経過時の解約払戻金の8割のいずれか低い金額（保険料の振替貸付または契約者貸付がある場合には、その元利金を差し引いた残額）の範囲内で当社所定の利率によって貸付を受けることができます。
- 元利合計額（保険料の振替貸付による元利合計額も加算します）が解約払戻金額を超えることとなる場合には、事前にその旨をご契約者に通知します。この場合、当社の指定した期日までに当社の定める金額をお払込みください。お払込みがない場合には、当社の指定した期日の翌日からご契約は失効します。

※保険期間満了前の3年間は、契約者貸付のご利用はできません。

11 法人契約の特則について

ご契約者および死亡保険金受取人が法人の場合は、法人契約の特則が適用され、高度障害保険金の受取人はご契約者である法人となります。

重要事項のお知らせ (注意喚起情報を含む)

この「重要事項のお知らせ(注意喚起情報を含む)」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 ご契約者が法人の場合等は クーリング・オフ制度をご利用いただけません

ご契約者が法人の場合または当社が指定する医師による診査の後、ご契約のお申込みの撤回や保険契約の解除はできません。

2 告知義務について

■ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知していただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件に契約しますと、保険料負担の公平性が保たれません。

■ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障害状態等、当社が「告知書」でおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

■診査を行うご契約の場合(医師扱)には、当社指定の医師が口頭で告知を求める場合がありますので、その場合についても同様にありのままを正確にもれなくお伝え(告知)ください。

〈告知受領権について〉

告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店を含みます)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

〈ご契約のお申込み内容や告知内容のご確認について〉

当社の確認担当社員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金等のご請求および保険料のお払込み免除のご請求の際、ご契約のお申込み内容またはご請求内容等についてご確認させていただく場合があります。

〈傷病歴等がある方へのお引受け対応について〉

当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金等のお支払が発生するリスクに応じた引受け対応を行っております。ご契約をお断りすることもあります。また、「特別保険料領収法」「保険金削減支払法」「特定高度障害不担保法」等の特別な条件をつけてお引受けすることがあります(特別取扱契約特約Ⅱ)。

※傷病歴等がある方をすべてお断りするものではなく、また、傷病によっては特別な条件をつけずにお引受けできる場合があります。

〈告知義務違反について(正しく告知をされなかった場合)〉

- 告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日(復活の場合は最終の復活日)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
- 責任開始の日(復活の場合は最終の復活日)から2年を経過していても、保険金等のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社にご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社にご契約または特約を解除することができます。
- ご契約を解除した場合には、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これらをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません(ただし、「保険金等のお支払事由または保険料のお払込み免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金等をお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります)。この場合には、解約払戻金があればご契約者にお支払いします。
- なお、上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、**例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。**

〈「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客さまは以下の事項にご留意ください。〉

- 一般のご契約と同様に告知義務があります。「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始の日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- また、詐欺によるご契約の取消の規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為がその適用の対象となります。
- よって、**告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおりご契約が解除・取消となることもあります。**

3 ご契約の責任開始期について

- 当社がご契約をお引受けすることを決定(承諾)した場合には、当社は第一回保険料(相当額)を受け取った時(告知される前に受取ったときは告知の時)からご契約上の責任を負います。
- 生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

4 保険金等をお支払いできない場合について

次のような場合には、**保険金をお支払いできないことや保険料のお払込みの免除をしないことがあります。**

- 責任開始期前の傷害または疾病を直接の原因として所定の高度障害状態になられた場合
- 責任開始の日（復活の場合は最終の復活日）からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺
- ご契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき
- 被保険者の故意、重大な過失または犯罪により、被保険者が高度障害状態または身体障害の状態になられたとき
- 告知義務違反による解除の場合
- ご契約者、被保険者または保険金の受取人が保険金等（保険料の払込免除を含みます）を詐取る目的で事故を起こした（未遂を含みます）とき
- ご契約者、被保険者または保険金の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき
- ご契約者が保険金を不法に取得する目的等でご契約を締結または復活され、ご契約が無効となった場合
- ご契約者または被保険者の詐欺によりご契約を締結または復活され、ご契約が取消しとなった場合
- 保険料のお払込みが行われず、ご契約が失効したとき

くわしくは  **ご契約のしおり・約款** をご覧ください。

5 保険料のお払込みについて

- 保険料は払込期月（保険料をお支払いいただく月）内にお払込みください。払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- 払込猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は失効します。ただし、保険料の振替貸付が可能な場合には、あらかじめご契約者から反対のお申出がない限り、当社が自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます。この場合、所定の利率で利息（複利計算）がかかります。
- いったん失効したご契約でも、失効後3年以内であれば、ご契約の復活を申込むことができます。この場合、告知（ご契約によっては診査）と、失効している期間の保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態によっては、復活できない場合があります。
- ご契約の復活を当社が承諾した場合には、告知と失効している期間の保険料のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の責任を負います。
- 年払・半年払契約において、保険料払込期間の途中で、保険料のお払込みが不要となった場合、以下のお取扱いとなります。
 - 解約にあたっては、解約時点の未経過保険料を、解約払戻金とあわせ払戻します。
 - 死亡にあたっては、死亡時点の未経過保険料を、保険金等とあわせ払戻します。

6 解約について

- お払込みいただいた保険料は預金とは異なり、一部は保険金のお支払いや、ご契約の締結・維持管理に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約払戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- 解約払戻金額は、ご契約年齢・保険期間・経過年数等によって異なります。
- 解約払戻金は、保険期間の経過に伴い徐々に積み立てられ、その後保険期間の満了が近づくとつれ次第に減少し、満了時には0円となります。

7 新たな保険契約への乗り換えについて [現在ご契約中の保険契約の解約を検討されている場合]

現在ご加入されている保険契約を解約・減額して、新たな保険契約にご加入される際には、一般的に次のような場合、ご契約者にとって不利益となることがあります。

- 多くの場合、解約払戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 解約・減額された場合、一定期間のご契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等は、解約・減額されるご契約と新たなご契約とは異なる場合があります。
- 現在ご加入されている保険契約を解約された場合、新たな保険契約のお取扱いにかかわらず、いったん解約されたご契約は元に戻すことはできません。

8 お支払いに関する手続き等の留意事項

- お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社のカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
- お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合、および保険金等のお支払期限については、「ご契約のしおり・約款」に記載されておりますので、あわせてご確認ください。
- 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者の住所等を変更された場合には必ずご連絡ください。
- 保険金等のお支払事由が生じた場合は、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。
- 被保険者が受取人となる保険金等について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。**ただし、法人契約で死亡保険金受取人も法人の場合（法人特則が適用されている場合）は指定代理請求人による請求はできません。**

9 保険契約の保護について 【生命保険会社の業務又は財産の状況が変化した場合】

保険会社の業務又は財産の状況変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

ニッセイ・ウェルス生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しています。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、ご契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構

TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

10 預金ではなく生命保険であることについて 【預金等との違いについて】

この保険はニッセイ・ウェルス生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象とはなりません。

11 その他下記事項についてご確認ください

死亡保険金等のお支払いの可否や保険料払込免除のお取扱いの可否については、引受保険会社であるニッセイ・ウェルス生命保険株式会社が決定させていただきます。

12 ご契約の生命保険に関するご相談窓口等について

■ 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・相談については下記へご連絡ください。

ニッセイ・ウェルス生命 カスタマーサービスセンター

 0120-817-024

受付時間／平日（月～金曜）午前9：00～午後5：00

※土・日曜、祝日は除きます。

※お客さまからのお問い合わせに対する適切な対応のため、通話を録音させていただきます。

■ 指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております（ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/>）。
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。